

被害者の手引

交通事故の被害者と
その家族のために

愛知県警察本部

2023.07



はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- 自動車の保険制度

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署 交通課 係

氏 名

電 話

です。



～ 目 次 ～

- 1 交通事故被害者等に警察からの支援などはあるのですか・・・1
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 交通事故の加害者はどのように処罰されるのですか・・・3
～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～
- 3 被害者が利用できる制度について教えてください・・・6
- 4 自動車保険などについて教えてください・・・9
～ 補償と保険の制度 ～
- 5 援助や救済制度はあるのですか・・・13
～ 援助や救済の内容 ～
- 6 警察以外の相談窓口はあるのですか・・・16
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～



警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明を行い、また、被害者等が抱える不安について相談を受けるなどの活動を行っています。

被害者連絡制度

交通事故の被害者等は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、ひき逃げ事件や死亡事故、危険運転致死傷罪などの事件を担当している警察官が被害者等に対して、次のような情報をお知らせしています。

事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名、年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

事故の相手方の処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴などの処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者等の中には、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、担当警察官にお話してください。



行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。公安委員会は、加害者に対して行政処分（取消処分と90日以上の上の停止処分）を行う前には、公開による「意見の聴取」の機会を与えます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、交通死亡事故の遺族や重度後遺障害を負った被害者及びその直近の家族から行政処分の結果や、「意見の聴取」について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行っています。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消処分又は停止処分の別、停止の場合にはその日数）をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

警察の相談窓口

被害者等に対する援助については、警察においても専門的な立場から相談に乗っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 交通事故に関する警察の相談窓口

- 最寄りの警察署相談窓口又は交通課

② 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

- 愛知県警察本部住民サービス課住民相談室
電話 #9110 (プッシュホン)
(052)953-9110
月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時



③ 交通事故に関するところの悩み相談窓口

- 愛知県警察本部住民サービス課犯罪被害者支援室
ハートフルライン 電話 (052)954-8897
月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員が

電話での相談、面接相談を実施しています。

加害者はどのように処罰されるのですか



交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故に遭われた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。



供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないものであり、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これらは、公判において重要な証拠となることがあります。



事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類とともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなど必要な捜査を行った上で、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

また、起訴には

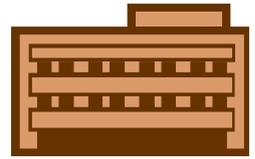
- 公開の裁判を請求する「公判請求」
- 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式命令請求」などがあります（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）。

※ 必要な場合、検察官から被害者等に事情を聞かれることがありますが、起訴・不起訴の判断のため重要なものですからご理解ください。

※ 不起訴処分となった場合は、その犯罪の被害者や告訴・告発をした人から地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。



公 判



公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人として証言していただくことがあります。

裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

このほか、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申し出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がなされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起さなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

※ 詳しくは担当の捜査員や検察官、検察庁や裁判所にお問い合わせください。

被害者が利用できる制度について教えてください

被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪などの被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。具体的には、公判期日に出席し、一定の要件下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者国選弁護制度

「被害者参加人」となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、貯金などの合計額）から療養費などの額（犯罪行為を原因として請求の日から3ヶ月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（150万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

損害賠償命令制度

危険運転致死傷罪などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪などの被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続きは、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や、損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続きに移行します。

少年事件の場合

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪など（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案については、これにより、生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について、説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果などの通知を受けることができます。

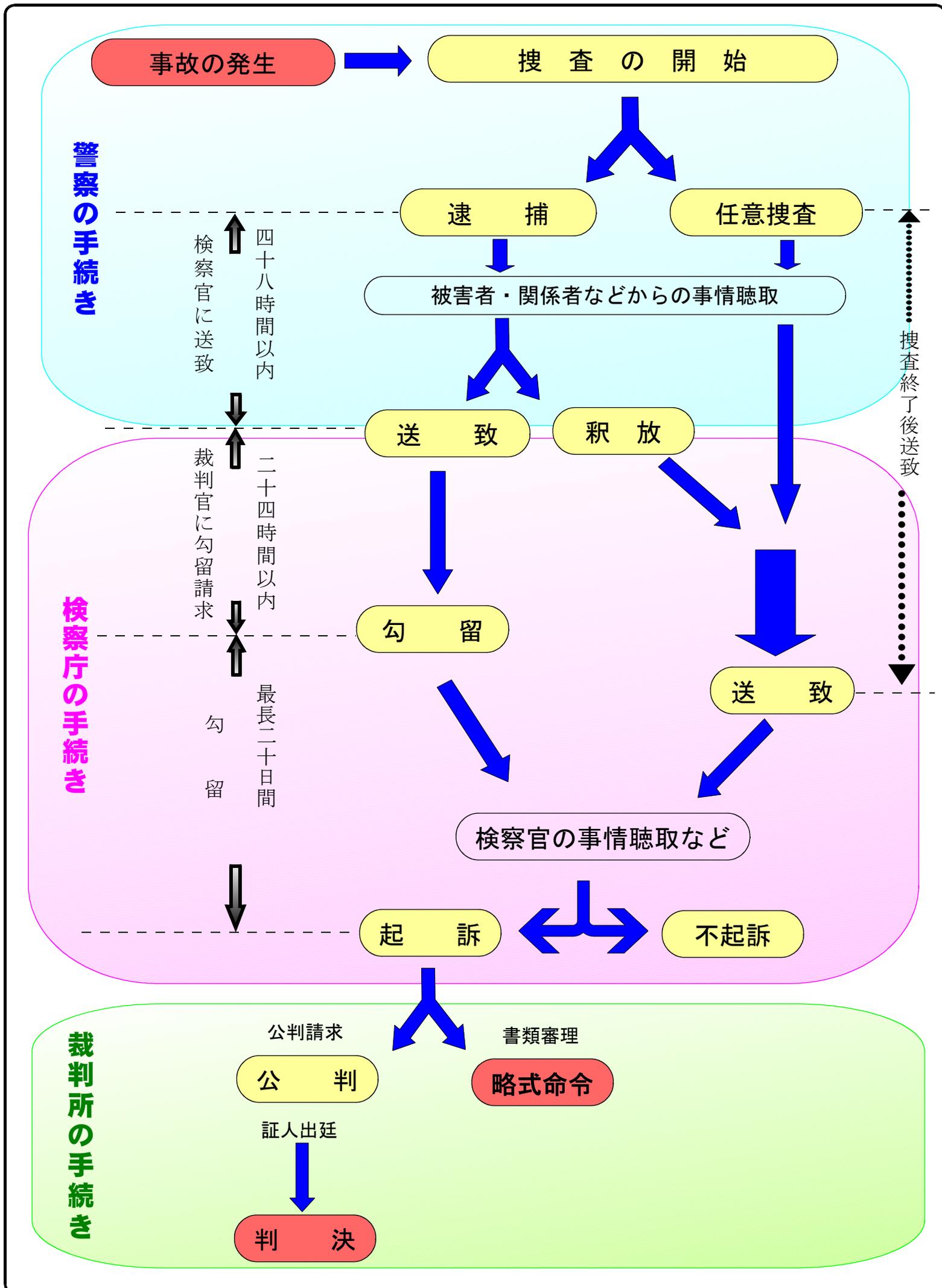
※ 詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる制度

- 意見等聴取制度
加害者が、刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために、地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見などは、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定などに当たって考慮されます。
- 心情等伝達制度
加害者が、保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じて保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取して、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情などを直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※ 詳しくは、最寄の保護観察所にお問い合わせください。

刑事手続きの流れ図



※ 犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続きなどによる場合があります、これらの手続きとは違いがあります。

自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。



自賠責保険(共済)と任意保険

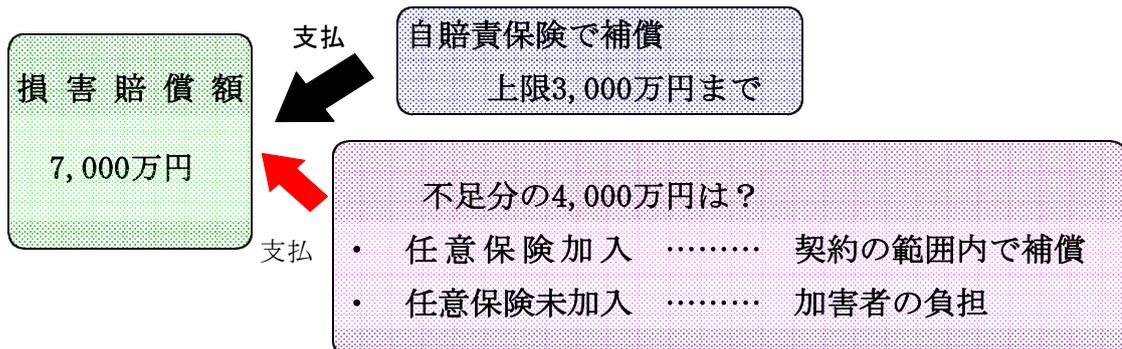
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車(原動機付自転車を含む。)1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険		対 比	任 意 保 険						
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意						
人身損害のみ		対 象	人身損害と物件損害						
<table border="1"> <tr> <td>死 亡</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>傷 害</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>75万~4,000万円 (1~14の障害等級による)</td> </tr> </table>		死 亡	3,000万円	傷 害	120万円	後遺障害	75万~4,000万円 (1~14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3,000万円								
傷 害	120万円								
後遺障害	75万~4,000万円 (1~14の障害等級による)								

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険などによりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自賠責保険(共済)

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、各保険会社に対して、交通事故証明書、診断書などの必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

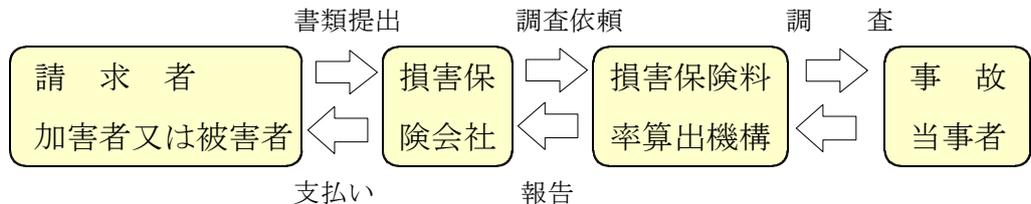
(1) 被害者請求

被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

保険請求の流れ



2 仮渡金(かりわたしきん)制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続きについては、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷害	治療を終えた日	事故発生から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表

自賠責保険を請求する際に提出する書類は下表のとおりです。◎印は必ず提出する書類、○印は事故の内容によって提出する書類です。ここに示していない資料でも提出が必要となる場合もあります。**太字の書類**は、損害保険会社に備え付けてあります。これらの書類は、損害を立証する基礎資料となります。

必 要 書 類	加 害 者 請 求			被 害 者 請 求			仮 渡 金 請 求	
	死 亡	後 遺 障 害	傷 害	死 亡	後 遺 障 害	傷 害	死 亡	傷 害
請求書	◎	◎	◎					
保 険 金 支 払 請 求 書	◎	◎	◎					
損 害 賠 償 額 支 払 請 求 書				◎	◎	◎		
仮 渡 金 支 払 請 求 書							◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書又は死体検案書（死亡診断書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書又は看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書又は確定申告書（控え）など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○	○
戸 籍 謄 本	◎			◎			◎	
後 遺 障 害 診 断 書		◎			◎			
レ ン ト ゲ ン 写 真 等	○	○	○	○	○	○		

任意保険(共済)

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社にお問い合わせください。



自動車損害賠償保障事業（政府保障事業）

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

※ 保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

自賠責保険（共済）と政府の保障事業の違い



自賠責保険（共済）	対 比	政 府 の 保 障 事 業
加 害 者 及 び 被 害 者	請 求 者	被 害 者 の み
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支 払 い 限 度 額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法などについてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のものであるため、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

援助や救済制度はあるのですか

交通事故の被害者等に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。



1 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
福 祉 制 度	<p>交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。</p> <p>また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助などの必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>(窓口：市区役所・町村役場、福祉事務所)</p>
公 営 住 宅 へ の 優 先 入 居	<p>交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。</p> <p>(窓口：公営住宅管理担当窓口)</p>

※ 詳しいことは関係する機関にお問い合わせください。



(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
独立行政法人 自動車事故対策 機構 本部 ☎03-5608-7560 名古屋主管支所 ☎052-218-3017 交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への育成資金の無利子貸付など、次のような被害者援護事業を行っています。 ① 事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ② 上記①の介護料受給者が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 脳損傷による遷延性意識障害者用の療護センターの運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費などの無利子貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談などの受付
(公財) 交通遺児 等育成基金 ☎03-5212-4511 フリーダイヤル ☎0120-16-3611 支援給付については ☎03-3237-0158	① 交通事故で一家の働き手を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金などの中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。 加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。 ② 交通事故により生計を支えていた方を亡くした方や重度の後遺障害(自賠責1～3級)が残った方などで、義務教育終了前の子弟を扶養している家庭を対象に「越年資金」「進学等支援金」「入学支度金」「緊急時見舞金」などを支給しています。
(公財) 交通遺児 育英会 ☎03-3556-0771 フリーダイヤル ☎0120-521286	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生などです。
(一財) 道路厚生会 ☎03-3288-8393	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生などに対し、修学資金などの給付を行っています。
法 テ ラ ス ☎0570-078374	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体などに関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。
日 本 財 団 (まごころ奨学金) ☎03-6229-5111	保護者が交通事故など理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった家庭の子供を対象に奨学金の貸与(無利子)、給付をしています。対象は高校生、専修学校生(専門課程)、短大生、大学生、大学院生です。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費(その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。)の金額(一定額を超える部分に限る。)が控除されるもの。
障 害 者 控 除	障害者の方に27万円、特別障害者の方は40万円。 扶養親族等が重度障害者の方は、扶養控除額に35万円が加算される。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻(寡婦)又は妻と死別した一定の夫(寡夫)の方等で扶養親族に子供が居る方は27万円の控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

1 国の相談窓口

名称・所在地	電話番号	相談種別・受付時間など
名古屋地方検察庁 被害者ホットライン 名古屋市中区三の丸四丁目 3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-4538	被害相談や事件に対する問い合わせ 毎週月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～17:00 時間外でも伝言やFAXによる利用が可能
名古屋保護観察所 名古屋市中区三の丸四丁目 3-1 名古屋法務合同庁舎	052-961-0249 (被害者専用)	犯罪被害者に対する各種相談 毎週月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～17:00

2 愛知県の相談窓口

※年末年始・祝日を除きます。

名称・所在地	電話番号	受付時間	法律相談(予約制)
愛知県 県民相談・情報センター 名古屋市中区三の丸 二丁目3-2 愛知県自治センター1階	052-962-5100	毎週月～金曜日 9:00～17:15	毎週月曜日 14:00～15:00
西三河県民相談室 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	0564-27-0800	毎週月～金曜日 9:00～17:15	第2水曜日 14:00～15:00

東三河県民相談室 豊橋市八町通5-4 東三河県庁 (東三河総合庁舎) 1階	0532-52-7337	毎週月～金曜日 9:00～17:15	第4木曜日 14:00～15:00
---	--------------	-----------------------	----------------------

3 名古屋市の相談窓口 (委託相談を含む)

※年末年始・祝日を除きます。

名称・所在地	電話番号	相談種別・受付時間など
市民相談室 名古屋市中区三の丸 三丁目1-1 名古屋市役所西庁舎1階	052-972-3162	交通事故相談 毎週月～金曜日 8:45～17:00
	052-565-6110	法律相談 ○面接相談 (予約制) 毎週月～土曜日 10:15～16:20 ○電話相談 (10分程度) 毎週月～金曜日 10:00～16:30

4 その他

※年末年始・祝日を除きます。

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間など
(公) 日弁連 交通事故相談センター 名古屋相談所 名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内 ※上記の他、豊橋・岡崎・ 一宮・半田にも相談所あり	052-565-6110 (※予約受付 時間は毎日 9:10～16:30)	面接相談 (無料・予約制) 毎週月～土曜日 10:15～16:20
全国共通	0120-078325	弁護士による電話相談 (10分程度) 毎週月～金曜日 10:00～16:30
(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中部 名古屋市中区栄四丁目 5-3 KDX名古屋栄ビル4階	0570-022808	受付窓口 (面接相談無料・予約制) 毎週月～金曜日 9:15～17:00
(公) 交通事故紛争処理 センター名古屋支部 名古屋市中村区名駅南 二丁目14-19 住友生命名古屋ビル24階	052-581-9491	面接相談 (予約制) 毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
(一財) 愛知県交通安全活動 推進センター 名古屋市北区成願寺1-6-50	052-981-7587	電話相談・面接相談 毎週月～金曜日 10:00～12:00 12:45～15:00
独立行政法人 (NASVA) 自動車事故対策機構 名古屋主管支所 名古屋市中区錦 一丁目18-22 名古屋ATビル8階	052-218-3017	電話相談・面接相談 交通遺児等家庭相談窓口 毎週火曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 在宅介護相談窓口 毎週水・金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
独立行政法人 (NASVA) 交通事故被害者ホットライン	0570-000738 IP電話からは 03-6853-8002	相談窓口のご紹介 (交通事故の相談先にお困りの方への無料相談窓口) 10:00～12:00 13:00～17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

<p>独立行政法人(NASVA) 自動車事故対策機構 中部療護センター 岐阜県美濃加茂市 古井町下古井630</p>	<p>0574-24-2233</p>	<p>自動車事故により脳を損傷した重度意識障害者の治療・看護 毎週月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9:00～17:00</p>
--	---------------------	---

カウンセリング等の窓口

1 精神保健福祉センター

※年末年始・祝日を除きます。

名称・所在地	電話番号	相談種別・受付時間など
愛知県 精神保健福祉センター 名古屋市中区三の丸 三丁目2-1 愛知県東大手庁舎8階	052-962-5377	面談相談（予約受付） 名古屋市を除く県内在住の方 毎週月～金曜日 9：00～17：00
	052-951-2881	あいちこころほっとライン365（電話相談のみ）年中無休 9：00～20：30
名古屋市 精神保健福祉センター（こころぼ） 名古屋市中村区名楽町 4-7-18 中村保健センター等複合施設5階	052-483-2095	面接相談（予約受付） 名古屋市内にお住まいの方 毎週月～金曜日 8：45～17：15
	052-483-2215	こころの健康電話（電話相談のみ） 名古屋市内にお住まいの方 毎週月～金曜日 12：45～16：45

医師、保健師、精神保健福祉相談員などの専門家が、心の健康相談や精神医療に関する相談に応じております。なお、県下各保健所においても、精神的な悩みの相談に応じております。

2 その他

※年末年始・祝日を除きます。

名称・所在地	電話番号	相談種別・受付時間など
公益社団法人 被害者サポートセンター あいち（あいぽーと） （ホームページアドレス） http://www.higai7830.or.jp	052-232-7830	電話相談 毎週月～金曜日 10：00～16：00
	又は 0570-	法律相談（弁護士による電話相談、無料） 第2・4水曜日 13：00～16：00
	783-554 （ナビダイヤル）	面接相談（臨床心理士による無料カウンセリング）予約制
		ナビダイヤル 7：30～22：00 （年末年始を除く）